

商標法改正第一次草案

2006年4月18日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國商標法

2006年4月18日

(1982年8月23日第5期全國人民代表大會常務委員會第24期會議にて採択。1983年3月1日施行。

1993年2月22日第7期全國人民代表大會常務委員會第34期會議にて一回目改正。
 國家主席第69号令、1993年7月1日施行。

2001年10月27日第9期全國人民代表大會常務委員會第24期會議にて二回目改正。
 國家主席第59号令、2001年12月1日施行。)

商標法	商標法修正案
<p>目次 第一章 總則 第二章 商標登録の出願 第三章 商標登録の審査と認可 第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾 第五章 登録商標争議の裁定 第六章 商標使用の管理 第七章 登録商標専用権の保護 第八章 附則</p>	<p>目次 第一章 總則 第二章 商標の登録出願 第三章 商標登録の審査と認可 第四章 商標登録争議の審判 第五章 商標登録争議の訴訟 第六章 商標の更新、変更、譲渡、抹消 第七章 団体商標と証明商標、地理的表示の登録と使用 第八章 商標の国際登録 第九章 商標使用の管理 第十章 商標権の保護 第十一章 回避と監察 第十二章 附則</p>
<p>第一章 總 則</p>	<p>第一章 總 則</p>
<p>第一条 商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促がし、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場經濟の發展を促進することを目的としてこの法律を制定する。</p>	<p>第一条[立法趣旨] 商標権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保証させることを促がし、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場經濟の發展を促進することを目的としてこの法律を制定する。 表現方法二：商標権と消費者の利益を保護し、公平な市場競争秩序を維持し、社会主義市場經濟の發展を促進するために、この法律を制定する。</p>

第二条	第二条[主管機関]
<p>国務院の工商行政管理部門の商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。</p> <p>2. 国務院の工商行政管理部門は、商標評審委員会を設置し、商標争議に係わる事項の処理を担当する。</p>	<p>国務院の工商行政管理部門の商標局は、全国の商標登録及び管理業務を主管する。</p> <p>2. 国務院の工商行政管理部門の商標評審委員会は、商標登録争議の審判業務を担当する。</p> <p>3. 各省、自治区、直轄市人民政府の工商行政管理部門はその行政管轄区における商標管理業務を担当する。</p>
第四条	第三条[権利の主体]
<p>自然人、法人又はその他の組織が、その生産、製造、加工、選定又は販売する商品について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商品の商標登録を出願するものとする。</p> <p>2. 自然人、法人又はその他の組織が、その提供する役務内容について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に役務商標の登録を出願するものとする。</p> <p>3. この法律の商品商標に関する規定は役務商標に適用する。</p>	<p>自然人、法人又はその他の組織が自己の商品又は役務の出所を表示するために、商標権を取得する必要がある場合には、この法律に基づいて登録を出願するものとする。</p> <p>2. この法律で自然人とは民事行為能力を有し、民事責任を独立に負うことができる個人のことをいう。</p>
第八条	第四条[商標の概念]
<p>自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができるいかなる視覚的標章（文字、図形、字母、数字、立体的標識及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。</p>	<p>商標は商品又は役務の出所表示、かつ自分と他人の商標又は役務との識別が十分できるものでなければならない。</p> <p>2. 商標は文字、図形、字母、数字、立体的標識、色彩及びこれら要素の組合せにより構成されることができる。</p>
第三条第1項	第五条[権利の客体]
<p>商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標専用権を享有し、法律の保護を受ける。</p>	<p>商標局の審査を経て登録された商標を登録商標という。登録商標は、商品商標、役務商標、団体商標及び証明商標とからなる。商標登録権者は商標権を享有し、法律の保護を受ける。</p> <p>2. この法律に別途定めるものを除き、この法律の商品商標に関する規定は役務商標と団体商標、証明商標に適用する。</p>
第五条	第六条[共同出願]
<p>二以上の自然人、法人又はその他の組</p>	<p>二以上の自然人、法人又はその他の組織は、</p>

<p>織は、商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標専用権を享有、行使することができる。</p>	<p>商標局に共同で同一の商標登録を出願し、共同で同商標権を享有することができる。</p>
<p>第九条</p> <p>登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。</p> <p>2. 商標権者は「登録商標」又は登録済みの標識を表記する権利を有する。</p>	<p>第七条[出願と使用の原則]</p> <p>商標の登録出願と使用において、誠実信用の原則を順守しなければならない。他人の合法的権益を損なってはならない。</p> <p>追加：商標の登録出願と使用において、法律、行政法規を順守し、社会公德を尊重しなければならない。社会公共の利益を損なってはならない。</p>
<p>条例第3条</p>	<p>第八条[商標の使用]</p> <p>商標の使用とは、経営の目的で商標を商品、商品の包装又は容器、役務又は役務に係る物件、商品又は役務の取引書、若しくは広告宣伝、展示及びその他の商業活動に用い、当該商品又は役務の出所を識別するための標識であることを関連公衆に十分認識させることができる実際使用のことをいう。</p>
<p>条例第49条</p>	<p>第九条[正当な使用]</p> <p>登録商標に含まれるその商品の一般名称、図形、型番、又は直接的に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を表示するもの、又は地名について、商標権者は他人の正当な使用を禁止することができない。</p> <p>[権利制限]の追加：登録商標の付いている商品が、商標権者又はその許諾使用者により流通の段階になった後、商標権者はその商品について商標権を主張することはできない。ただし、商品の変質、損傷又はその他の正当な理由を有する場合には除く。</p>
<p>第七条</p> <p>商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を制止しなければならない。</p>	<p>第十条[品質の保証]</p> <p>商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない。各クラスの工商行政管理部門は、商標管理によって消費者を欺瞞する行為を制止しなければならない。</p>
<p>第十条</p> <p>次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。</p>	<p>第十一条[公共秩序と利益に基づく拒絶理由]</p> <p>次に掲げる各号の一に該当する商標を使用、登録してはならない。</p>

<p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似したもの及び中央国家機関所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの、但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>(四) 管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標章、又は検査印と同一又は類似するもの。但し、その許諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似したもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(八) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。</p> <p>2. 県クラス以上の行政区画の地名又は公知の外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が別の意味を持ち又は団体商標、証明商標の一部とする場合にはこの限りではない。既に地理的表示を利用した商標として登録された商標は、引き続き存続することができる。</p>	<p>(一) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一又は類似したもの及び中央国家機関の標章、所在地の特定地名又は代表的な建築物の名称若しくは図形と同一のもの。</p> <p>(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一又は類似したもの。但し当該国政府の承諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(三) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一又は類似するもの。但し同組織の承諾を得ているもの、又は公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。</p> <p>(四) 管理措置の実施および保証の付与を示す政府の標章、又は検査印と同一又は類似するもの。但し、その許諾を得ている場合にはこの限りではない。</p> <p>(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。</p> <p>(六) 民族差別扱いの性格を帯びたもの。</p> <p>(七) 関連公衆に商品の品質、原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴又は生産地について誤認させる恐れのあるもの。 (追加)</p> <p>(八) 誇大に宣伝しかつ欺瞞性を帯びたもの。</p> <p>(九) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの。(国の重大決定、政策の名称と同一又は類似したものを含む。例えば「双規」)</p>
<p>第十一条</p>	<p>第十二条[顕著な特徴に基づく拒絶理由]</p>
<p>以下に掲げる標識は、商標として登録してはならない。</p> <p>(一) その商品の普通の名称、図形、型番だけを有するもの</p> <p>(二) 単に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの</p> <p>(三) 顕著な特徴に欠けるもの</p> <p>2. 前項に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとな</p>	<p>商標が次に掲げる各号の一に該当する場合には、登録してはならない。</p> <p>(一) その商品の普通の名称、図形、型番であるもの</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するもの</p> <p>(三) 顕著な特徴に欠けるその他のもの</p> <p>2. 前項に掲げる標識が、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとな</p>

ものとなった場合には、商標として登録することができる。	った場合には、商標として登録することができる。
第十二条	第十三条 [立体商標の審査についての特殊規定]
立体標識をもって商標出願する場合、単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状である場合には、これを登録してはならない。	立体商標であって単にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るために必然な形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状であるものは、登録してはならない。
新規追加	第十四条 [先行商標権に基づく拒絶理由]
	<p>商標が同一の種類又は類似の商品に先行登録又は先行出願されている他人の商標と同一又は類似したものは、登録してはならない。ただし、先行登録又は先行出願されている当該商標の所有者の承諾を得ているものであって、関連消費者に誤認させないものは除く。</p> <p>2. 商標が同一の種類又は類似の商品に先行登録又は先行出願されている他人の商標と同一又は類似したものであって、出願人が当該他人との契約、業務その他の関係により当該他人の商標を知ったもので、先行商標の所有者が争議を提出した場合には、その登録を拒絶しかつ使用を禁止する。</p>
新規追加 司法解釈	第十五条 [商標の同一、類似]
	<p>商標の同一とは二つの商標に視覚的な差異がほぼなく、同一の種類又は類似の商品又は役務に使用するとき関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることを言う。</p> <p>2. 商標の類似とは、二つの商標の文字の形、称呼、意味又は図形の構造、色彩、外観が類似し、又は文字と図形の組み合わせの全体の構造方式・外観が類似し、又はその立体標識の形状・外観が類似し、又はその色彩もしくは色彩の組み合わせが類似し、同一の種類又は類似の商品又は役務に使用するとき関連公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがあることをいう。</p>

新規追加 司法解釈	第十六条[商品、役務の類似]
	<p>類似の商品とは、機能、用途、生産部門、販売手段、消費対象などにおいて同一又は類似であることをいう。</p> <p>2. 類似の役務とは、役務の目的、内容、方式、対象などにおいて同一又は類似であることをいう。</p> <p>3. 商品と役務との類似とは、商品と役務の間に特定の関係があり、関連公衆に混同を生じさせる恐れのあることをいう。</p>
第十三条	第十七条[馳名商標に係る他人の登録使用の禁止]
<p>同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と混同を生じさせる恐れのある場合には、その登録を拒絶しかつその使用を禁止する。</p> <p>2. 同一又は類似ではない商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>	<p>同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同馳名商標と混同を生じさせる恐れのある場合には、その登録を拒絶しかつその使用を禁止する。</p> <p>2. 同一又は類似ではない商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同馳名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録を拒絶しかつその使用を禁止する。</p> <p>3. 前項の馳名商標とは、中国で関連公衆により広く知られており、高い名声を持つ商標のことをいう。(司法解釈)</p> <p>4. 関連公衆とは、商標の表示するある種類の商品又は役務に係る消費者、及び上述商品又は役務の営業と緊密な関係にあるその他の経営者のことをいう。(司法解釈)</p>
第十五条	第十八条[代理人代表者による不正登録]
<p>代理人又は代表者が許諾なしに自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>	<p>代理人又は代表者が許諾なしに自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録出願を行い、被代理人又は被代表者が争議を申し立てた場合には、その出願を拒絶しかつその使用を禁止する。</p>

<p>第十六条</p>	<p>第十九条[地理的表示の保護]</p>
<p>商標は商品の地理的表示を含むものであって、その商品の出所が同表示に示された地域ではなく公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶しかつその使用を禁止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>2. 前項にいう地理的表示とは、某商品の出所が某地域であって、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決められるものを示す標識をいう。</p>	<p>商標は地理的表示を含むもので、又は地理的表示と同一又は類似したものであって、その指定商品の出所が同表示に示された地域ではなく公衆を誤認させる恐れのある場合、登録してはならない。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>2. 前項にいう地理的表示とは、某商品の出所が某地域であって、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決められるものを示す標識をいう。</p>
<p>追加</p>	<p>第二十条[その他の先行権利に基づく拒絶理由]</p>
	<p>商標が他人の姓名権、肖像権、著作権、特許権又はその他の先行権利を侵害し、発効した判決により確認されたものは、登録してはならない。</p>
<p>第十七条</p>	<p>第二十一条[対等原則]</p>
<p>外国人又は外国企業が中国に商標登録を出願する場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は共に加盟する国際条約に従い取り扱い、或いは対等原則によって取り扱うものとする。</p>	<p>外国人又は外国企業が中国に商標登録出願、商標審判の参加又はそのたの商標関連業務を行う場合、その所属国が中華人民共和国と締結した取決め、又は共に加盟する国際条約に従い取り扱い、或いは対等原則によって取り扱うものとする。</p>
<p>第十八条</p>	<p>第二十二条[委託代理]</p>
<p>外国人又は外国企業が中国で商標登録出願又はその他の商標関連業務を行う場合、国が認可した商標代理資格を有する代理組織に委託しなければならない。</p>	<p>商標登録出願、商標審判の参加又はその他の商標関連業務を行う場合、商標代理人に委託して行うことができる。ただし、中華人民共和国に常住所又は営業所を持たない外国人と外国企業は、商標代理資格を有する商標代理組織に委託して行うものとする。</p>

第二章 商標の登録出願	第二章 商標の登録出願
第十九条、条例第13条	第二十三条[出願書類]
<p>商標登録を出願するときは、所定の商品分類表に基づき商標を使用する商品の類別及び商品の名称を記入しなければならない。</p>	<p>商標登録を出願するときは、商標局に商標登録願書、商標図面を提出し、所定の商品・役務分類表に基づき商標を使用する商品の類別と商品名を願書に記入しなければならない。商品の名称が商品・役務分類表に含まれていない場合には、その商品の説明を付さなければならない。</p> <p>2. 立体標識をもって商標登録を出願するとき、願書にその旨を声明し、立体形状を特定できる図面を提出しなければならない。</p> <p>3. 色彩又は色彩の組合せをもって商標登録を出願するとき、願書にその旨を声明し、その商標の存在状態を正確に説明する商標の図面、文字説明及び証明資料を提出しなければならない。</p> <p>4. 商標が外国語であるもの、又は外国語を含むものである場合、意味の説明をしなければならない。</p>
条例第十四条	第二十四条[身分証明]
	<p>商標登録出願又はその他の商標関連業務を行う場合には、出願人はその身分を証明することができる有効証書の写しを提出しなければならない。商標登録出願人の名義は提出した証書と同一でなければならない。</p>
条例第十五条	第二十五条[書類の要求]
	<p>商標登録出願などの関係書類は書面又は商標局の定めた<u>その他の方式</u>¹により提出することができる。書面で提出する場合には、タイプ又は印刷しなければならない。</p>
第二十条[一商標一分類]	第二十六条[一商標複数分類]
<p>商標登録出願人は異なる分類の商品に同一の商標の登録を出願する場合には、商品分類表に従い出願をしなければならない。</p>	<p>商標登録出願人が異なる分類の商品に同一の商標の登録を出願する場合には、一つの願書で提出することができる。</p>
第二十一条、第二十二条	第二十七[改めて出願]
登録商標を同類のその他の商品に使用	登録商標がその標識の顕著な特徴を変更す

¹ 専利法実施細則第十六条を参照、電子出願を含める予定。

<p>する必要がある場合には、別途登録出願しなければならない。</p> <p>登録商標がその標識を変更する必要がある場合には、改めて登録出願をしなければならない。</p>	<p>る必要があり、又は同類のその他の商品又はその他の分類に使用する必要がある場合には、改めて登録出願をしなければならない。</p>
<p>条例第十六条</p>	<p>第二十八[共同出願]</p>
	<p>同一の商標を共同で登録出願する場合には、願書において代表者を一名指定するものとする。代表者を指定していない場合には、願書の一番目に記載された者を代表者とする。</p> <p>追加：[代表人権限]代表人が商標の出願、変更、譲渡、許諾、更新及びその他の当該商標に係る業務を行う場合には、他の共同出願人の書面による許諾を取得するものとする。ただし、その商標の権利状態を変えないものであって、共同出願人の利益を保護するための業務は除く²。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第二十九条[専有権の放棄]</p>
	<p>登録出願に係る商標にこの法律の第九条（正当な使用）に掲げる内容を含む場合には、出願人は願書にその部分の専有権を放棄する旨を声明しなければならない。</p>
<p>条例第十八条</p>	<p>第三十条[商標登録出願期日]</p>
	<p>商標登録とその他の商標関連業務の出願日は、商標局が出願書類を受け取った日とする。出願手続が完備され、且つ規定した通りに出願書類が記載されている場合には、商標局はこれを受理し、且つ書面により出願人に通知する。出願手続に不備があり、又は規定した通りに出願書類が記載されていない場合には、商標局はこれを受理せず、書面により出願人に通知し且つ理由を説明する。</p> <p>2. 出願手続又は出願書類が補正を必要とする場合には、商標局は出願人に通知し補正させ、通知を受け取った日より30日以内に指定した内容に基づき補正し商標局に提出するように求める。所定の期間内に補正し商標局に提出した場合には、出願日を維持する。期間内に補正しない又は補正したものは要求を満たさない場合には、出願権の放棄と見な</p>

² 例えば、商標登録証の受領、異議申し立て。

	<p>し、商標局が出願人に書面で通知するものとする。</p> <p>追加：[出願延期]前項の期間は出願人の書面による申請に応じ、期間満了の日から30日延期することができる。延期は一回だけ認められる。</p> <p>追加：商標局が商標登録及びその他の商標関連業務の出願を受理した後、受理の要件を満たさないことを発見した場合にはそれを拒絶し、書面で出願人にその旨を説明する。</p>
<p>第二十四条、条例第二十五条第一款</p>	<p>第三十一条[優先権]</p>
<p>商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共に加盟している国際条約、若しくは相互に優先権を承認する原則に従って、優先権を享受することができる。</p> <p>2. 前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録を出願するときに書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願書類の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。</p>	<p>商標登録出願人は、その商標を外国で初めて登録出願をした日から6ヶ月以内に中国で同一商品について同一の商標登録出願をする場合には、当該国と中国が締結した取決め又は共に加盟している国際条約、若しくは相互に優先権を承認する原則に従って、優先権を享受することができる。</p> <p>2. 前項の規定により優先権を主張する場合には、商標登録を出願するときに書面で主張し、かつ3ヶ月以内に最初の出願にかかる商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。書面による主張がなく又は期間内に商標登録出願書類の副本を提出しない場合には、その優先権を主張しないものとみなす。</p> <p>3. 当該副本はその出願を受理した商標主管機関に証明され、出願日と出願番号を明記するものでなければならない。</p>
<p>第二十五条、条例第二十条第二款</p>	<p>第三十二条[展示会臨時保護]</p>
<p>商標が中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用されたものである場合、同商品が出展された日から6ヶ月以内に、同商標の出願人は優先権を享有することができる。</p> <p>2. 前項規定により優先権を主張するときは、商標登録出願を提出するときに書面による主張を提出し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間を満了しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張</p>	<p>商標が中国政府の主権又は承認した国際展示会に出展した商品に最初に使用されたものである場合、同商品が出展された日から6ヶ月以内に、同商標の出願人は優先権を享有することができる。</p> <p>2. 前項規定により優先権を主張するときは、商標登録出願を提出するときに書面による主張を提出し、かつ3ヶ月以内にその商品が出展された展示会の名称、出展された商品に同商標を使用した証拠、出展期日などの証明書類を提出しなければならない。書面による主張を提出しないか又は期間を満了しても証明書類を提出しない場合には、優先権を主張しなかったものとみなす。</p>

しなかったものとみなす。	3. 出願人の提出した証明書類は国務院の工商行政管理部門の定めた機構による認証が必要で、商品出展の国際展示会が中国国内で開催されたものである場合は除く。
第二十六条 商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。	第三十三条[資料が真実で有効] 商標登録出願とその他の商標関連業務のためにの申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全でなければならない。 追加：当事者が虚偽の事項を申告し、虚偽の資料を提出した場合は、その資料は提出されなかったとみなし、それにより生じたその他の法的責任は当該当事者に帰する。
新規追加	第三十四条 [出願の撤回] 商標登録出願とその他の商標関連業務を行うものは、商標局又は商標評審委員会による決定が出された前に、出願人はその出願を撤回することができる。
第三章 商標登録の審査と認可	第三章 商標登録の審査と認可
第二十八条 登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一の商品又は類似の商品について既に登録され又は初歩査定を受けた商標と同一又は類似するとき、商標局は出願を拒絶し公告しない。	第三十五条 [出願拒絶と拒絶前の答弁手続] 商標局が審査を経て、商標がその指定商品の全部又は一部において、この法律第十一条、第十二条第一項、第十三条、第十四条、第十七条第一、二項、第十八条、第十九条第一項、第二十条に定めた、登録してはならない情況に該当すると認めた場合、それを拒絶し、書面により出願人に通知し、理由を説明する。 2. 前項の商標出願拒絶の前に、商標局は拒絶の理由を書面により出願人に通知し、かつ送達の日から30日以内に書面により意見を陳述させるようにする。 3. 前項の規定は、商標局が審査を経て商標にこの法律第十二条第一項第(一)、(二)号に定めた標識、地名その他の標識が含まれ、出願人が専用権を放棄するべきであると認めた場合に適用する。 4. 前項の規定は第十二条第二項に掲げる拒絶に適用する。
第二十九条、条例第十九条	第三十六条[同日出願]
2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、	2人又は2人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は

<p>同一又は類似の商標をもって登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶し、公告しない。</p>	<p>類似の商標をもって登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩査定をし公告する。同日の出願については、先に使用された商標について初歩査定し公告し、他方の出願は拒絶し、公告しない。</p> <p>2. 同日出願の場合、各出願人は商標局の通知を受け取った日から30日以内に、登録出願前に同商標を先に使用した証拠を提出するものとする。同日使用又はいずれも使用していない場合は、各出願人が商標局の通知を受け取った日から30日以内に自ら協議し、書面による合意を商標局に送達することができる。協議する意思がない又は合意に達することができない場合は、商標局が各出願人に通知を出し、くじ引きの方法で一人の出願人を決め、他方の出願を拒絶する。商標局が通知を出したが、出願人がくじ引きに参加しなかった場合は、出願放棄とみなし、商標局が書面によりくじ引きに参加しなかった出願人にその旨を通知するものとする。</p>
<p>第二十七、三十条</p> <p>登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たすときは、商標局は初歩査定の決定を行い公告する。</p> <p>初歩査定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。</p>	<p>第三十七[公告登録]</p> <p>商標局が審査を経て、商標がその指定商品の全部又は一部においてこの法律の規定を満たすと認めた場合、初歩査定を行い公告するものとする。</p> <p>2. 公告期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。</p> <p>方案二：商標局が審査を経て、商標がその指定商品の全部又は一部においてこの法律の規定を満たすと認めた場合、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第三十八条[分割出願及びその撤回]</p> <p>商標出願人はその商標出願を分割することができる。元出願の出願日は分割後の各出願にも適用するものとする。</p> <p>2. 出願人はその分割請求を撤回することができない。</p>
<p>第三十五条</p> <p>商標登録出願と商標再審請求は、適時</p>	<p>第三十九条[商標審査の時限]</p> <p>商標登録出願、商標審判請求とその他の商</p>

に審査しなければならない。	標関連業務については、適時に審査しなければならない ³ 。
第三十六条	第四十条[誤記と訂正手続き]
<p>商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤記を発見した場合、訂正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、当事者に通知する。</p> <p>2. 前項でいう誤記の訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。</p>	<p>商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤記を発見した場合、訂正を請求することができる。商標局と商標評審委員会は法律に基づき、職権の範囲内でそれを訂正し、当事者に通知する。</p> <p>2. 前項でいう誤記の訂正は、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。</p> <p>追加：商標局と商標評審委員会は第三者の合法的利益を損なわない前提で、その誤った決定を法律に基づき訂正することができる。誤った決定とは次に掲げる各号を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、同一の出願人又は登録者の先行商標を引証とし、後行出願の商標を拒絶するもの 2、失効した登録商標を引証とし後行出願の商標を拒絶するもの 3、その他の誤った決定であって訂正すべきのもの。
第五章 登録商標争議の裁定	第四章 商標登録争議の審判
審判規則第二条	<p>第一節 一般規定</p> <p>第四十一条[商標登録争議の定義]</p>
	<p>この法律第二条第二項にいう商標登録争議は次に掲げるものを含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> (一) 商標局の拒絶査定に対する不服 (二) 初歩査定 of 商標に対する異議の申し立て (<u>方案二：異議の手続きを削除する。無効手続きにより争議を解決する。</u>) (三) 既に登録された商標に対する取消請求 (四) 既に登録された商標に対する無効請求 <p>2. 前項の規定による商標登録争議があったとき、当事者は商標評審委員会に対して商標審判を請求することができる。</p>

³ 現在、商標出願、商標再審請求の審査期間が長すぎると指摘し、改善を求める声が強い。商標法で審査時限を明記するか否かについて、検討する必要がある。

条例第五条	第四十二条 [馳名商標認定の申請]
	<p>商標登録争議において出願人がその商標が馳名商標に該当し、初歩査定又は登録された商標がこの法律第十八条第一項、第二項の規定に違反したと認識する場合には、商標評審委員会に馳名商標の認定を請求することができる。</p>
審判規則第十二条	第四十三条 [審判請求受理要件]
	<p>商標審判を請求するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。</p> <p>(一) 請求人が合法的な主体資格を有すること</p> <p>(二) 審判請求、事実と理由が明確であること</p> <p>(三) 法により所定の請求書及び関係証拠材料を提出すること</p> <p>(四) 法定期間内に提出すること</p> <p>(五) 商標評審委員会の審理範囲に該当すること</p> <p>(六) 法により審判費用を納めること</p>
審判規則第十五、十六条	第四十四条 [請求の方式審査と受理]
	<p>商標審判請求が前条第(一)号、第(四)号、第(五)号に規定する要件の一を満たさないときは、商標評審委員会はこれを受理せず、書面で請求人にその旨を通知し、併せてその理由を説明する。</p> <p>2. 商標審判請求が前条第(二)号、第(三)号、第(六)号に規定する要件の一を満たさないときは、商標評審委員会は請求人に補正通知を行い、補正通知を受け取った日から30日以内の補正を求めるものとする。</p> <p>3. 期間内に補正しなかった又は補正によっても規定を満たさないとき、商標評審委員会はこれを受理せず、書面で請求人にその旨を通知し、併せてその理由を説明する。</p>

審判規則第十九条	第四十五条[答弁通知と証拠交換]
	<p>審判請求に被請求人がいるとき、商標評審委員会は請求を受理した日から三ヶ月以内に答弁通知、請求書の副本及び関連する証拠資料を被請求人に送達しなければならない。ただし、この法律に別途定めた場合は除く。被請求人は答弁通知を受け取った日から30日以内に答弁を行い、請求人の人数に応じ必要部数の副本及び関連する証拠資料を提出するものとする。</p> <p>2. 商標評審委員会が審理を経て、被請求人による答弁理由及び関連する証拠資料を裁定の依拠として採用できると認めた場合、答弁書の副本及び関連する証拠資料を請求人に送達し、期限内の証拠対質を求めるものとする。前項の規定は、当事者が商標評審委員会による答弁通知又は前項による証拠対質通知の送達後に証拠資料の補充を行うときに適用する。</p>
条例第三十三条、審判規則第四条	第四十六条[審判方法]
	<p>当事者が商標登録争議にかかる審判に参加するとき、書面により取り扱うものとする。</p> <p>2. 商標評審委員会は商標審判案件について書面審理にて行う。ただし、当事者の請求又は必要に応じて口頭審判の実施を決定することができる。</p>
審判規則第六条	第四十七条[合議制]
	<p>商標評審委員会による商標審判案件の審理は合議制を採用し、商標審判官により合議体を構成して審理を行う。ただし、実施条例又は商標審判規則が別途定める場合を除く。</p> <p>2. 合議体が審理を行うとき、多数決の原則に従う。</p>
条例第三十五条、審判規則第三十二条	第四十八条[撤回された審判は終了、撤回されたものは再び受理しないこと]
	<p>商標評審委員会が商標登録争議に対して審決、裁定を下す前に、請求人が商標評審委員会に審判請求の取り下げを申請し、又は被請求人が商標局に対して争議にかかる商標の取り下げ又は抹消を行った場合、審判の手続きが終了する。商標評審委員会は書面で当事者</p>

	<p>にその旨を通知し理由を説明するものとする。</p> <p>2. 請求人が商標審判の請求を取り下げた場合、同じ事実又は理由により再び審判を請求することはできない。</p>
第四十三条、条例第三十五条	第四十九条 [審決又は裁定]
<p>商標評審委員会は、争いがある登録商標の維持又は取消を裁定した後、関係する当事者に書面で通知しなければならない。</p> <p>2. 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きの相手側の当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。</p>	<p>商標評審委員会が法に基づき商標登録争議について審決、裁定を下したとき、書面で当事者にその旨を通知し理由を説明するものとする。</p> <p>2. 商標評審委員会が商標登録争議について審決、裁定を下した場合、何人も同じ事実と理由により再び審判を請求することはできない。</p>
新規追加	第五十条 [費用の負担]
	<p>商標異議、取消、無効の手続きにおいて敗訴した当事者は、審判の費用と先方当事者の支出した商標審判にかかる合理的費用を負担するものとする。</p> <p>2. 前項の規定による費用の負担について、商標評審委員会が審判の裁定で定める。</p>
	第二節 拒絶再審
第三十二条	第五十一条 [拒絶再審の提起]
<p>出願を拒絶し公告しない商標については、商標局は商標登録出願人に書面で通知しなければならない。商標登録出願人はこの決定に不服があるときは、通知を受け取った日から15日以内に、商標評審委員会に再審を請求することができる。商標評審委員会は決定を下し、出願人に書面で通知する。</p> <p>2. 当事者は商標評審委員会の決定に不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>商標登録出願人が商標局による拒絶査定に不服があるとき、拒絶査定書を受け取った日から15日以内に商標評審委員会に再審を請求し、商標評審委員会により決定を下すものとする。</p>

新規追加	第五十二条[受理しない特殊事由]
	商標登録出願人が、拒絶前の答弁手続きにおいて商標局の拒絶理由の一部を認め、同じ拒絶理由で再審を請求するとき、商標評審委員会はこれを受理しない。
	第三節 商標異議
第三十条	第五十三条[主体資格、事由、期限]
初歩査定された商標について、その公告の日から3ヵ月以内に、何人も異議を申し立てることができる。期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証を交付し公告する。	商標局の初歩査定した商標が、この法律第十四条、第十八条第一項、第二項、第二十条の規定に違反した場合、初歩査定の公告の日から2ヵ月以内に、先行商標の所有者又は利害関係者は商標評審委員会に異議を申し立てることができる。
新規追加	第五十四条[簡易手続き]
	商標評審委員会が審理により異議を認めないとき、直接に裁定を下し、異議請求書の副本と関連する証拠資料を異議申立人に送達することができる。
新規追加	第五十五[事前裁定成立及び答弁通知]
	商標評審委員会が審理により、被異議商標の全部又は一部の指定商品において異議を認めたとき、答弁通知、異議請求書の副本及び関連する証拠資料を被異議申立人に送達し、答弁通知を受け取った日から30日以内に答弁するよう求めるものとする。
新規追加	第五十六条
	異議申立人の先行登録商標が、被異議商標の初歩査定公告の前に登録期間が三年になったものについて、被異議申立人は先行商標の所有者に対して、異議にかかる商標の初歩査定公告前の三年内に、認可された商品又は異議申し立てに係る商品に登録商標を使用した証拠、又は未使用にかかる正当な理由の提出を請求することができる。先行商標の所有者が登録商標を使用していないかつ正当な理由がない場合は、その登録商標が登録されなかったとみなす。認可商品の一部に登録商標を使用したものについて、その登録商標の当該一部商品における登録が有効であるとみなす。

第三十四条、条例二十三条	第五十七条[異議裁定の効力]
<p>当事者が法律で定める期限内に商標局の裁定に対して再審を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴えを提起しない場合、裁定は効力を発生する。</p> <p>2. 裁定により異議が成立しないと決定された場合には、登録を認め商標登録証を発行し公告する。異議が成立すると決定されたときは、登録を認めない。</p> <p>3. 裁定により異議が成立しないと決定され登録を許可した場合、商標登録出願人が取得する商標専用権の期間は、初歩査定公告後3ヶ月が満了した日より起算する。</p>	<p>裁定により、被異議商標の指定商品の全部について異議が成立した場合、被異議商標の初歩査定を取り下げるものとする。裁定により、非異議商標の指定商品の一部について異議が成立した場合、被異議商標の当該部分の商品における登録を許可するものとする。裁定により異議が成立しない場合、被異議商標の登録を許可するものとする。</p> <p>2. 裁定により被異議商標の登録を認可するとき、商標登録証を交付し公告する。商標出願人が取得する商標権の期間は異議裁定の発効日から起算する。</p>
第四十二条	第五十八条[同一の事由は再び受理しない]
<p>登録許可の前にすでに異議申立が行われ裁定された商標については、同一の事実及び理由で再び裁定を請求することはできない。</p>	<p>異議申立の裁定を経て登録許可された商標については、何人も同一の事実及び理由で再び無効を請求することはできない。</p>
	第四節 商標登録の取消
第四十四条	第五十九条[取消の事由]
<p>登録商標の使用において、次の各号行為の一があるときは、商標局は期間を定めて是正を命じ又はその登録商標を取消す。</p> <p>(一) 登録商標を許可なく変更したもの</p> <p>(二) 登録商標登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したもの</p> <p>(三) 登録商標を許可なく譲渡したもの</p> <p>(四) 継続して3年間使用しなかったもの</p>	<p>登録商標が次に掲げる各号の一に該当するものは、何人も商標評審委員会にその登録商標の取消を請求することができる。</p> <p>(一) 登録商標を許可なく変更することにより、同一の商品又は類似商品に他人が登録又は使用する商標と同一又は類似するようになったものであって、関連消費者に混同、誤認を引き起こす恐れのあるもの</p> <p>(二) 登録商標を許可なく譲渡することにより、同一又は類似商品における同一又は類似の商標が異なる商標権者に所有されるようになったものであって、関連消費者に混同、誤認を引き起こす恐れのあるもの</p> <p>(三) 商標権の不当使用により、登録商標がこの法律第十二条第一項第(一)、(二)号の規定に該当するようになったもの</p> <p>(四) 登録商標の不当使用により、関連消費者にその商品の品質、原材料、機能、用途、重量、数量その他の特徴又は生産地について</p>

	<p>誤認を生じさせたもの</p> <p>(五) 正当な理由がなく連続三年で未使用のもの</p> <p>2. 被許諾使用者が前項第(一)号の行為を実施していることを、商標権者が知っていながら又は知るべきであるが、反対を表明しないものは、商標権者が許可なく登録商標を変更したものとみなす。</p> <p>3. 前項第(五)号の規定に該当するものであって、商標権者が取消請求の時点から既にその登録商標を使用しているものは、取消はしない。ただし、他人が取消請求を行うことを知ったため、取消請求前の三ヶ月内に使用し始めたものは除く。</p> <p>4. 前項第(五)号の規定により登録商標の取消を請求するとき、請求人は請求書に登録の取消を請求する商品又は役務を明記するものとする。請求人が明記しない場合には、商標権者がいずれの商品又は役務に登録商標を使用したことを証明できれば、これを取消しない。</p>
新規追加	第六十条[正当な理由]
	<p>商標権者が次に掲げる事由により登録商標を使用していないものは、前項第(五)号の正当な理由に該当する。</p> <p>(一) 不可抗力</p> <p>(二) 政府による政策性制限</p> <p>(三) 破産清算</p> <p>(四) 自己の責任に帰することができないその他の事由。</p>
新規追加	第六十一条[使用とみなす]
	<p>商標権者が次に掲げる各号の一に該当するものは、登録商標を使用したとみなす。</p> <p>(一) 実際使用する商標が登録商標と異なるが、顕著な特徴を変えていないもの。</p> <p>(二) 輸出商品又は関係物件に登録商標を使用するもの</p> <p>(三) 被許諾者がその登録商標を使用するもの</p>

条例第四十一条	第六十二条[部分取消]
	この法律第五十九条第一項第(一)、(三)、(四)号の規定による取消の事由が登録商標の指定商品又は役務の一部だけに存在する場合には、その一部の商品又は役務における登録だけを取り消すものとする。
新規追加	第六十三条[請求の却下]
	商標評審委員会は取消請求の旨を商標権者に通知し、期限内の答弁を求めるものとする。ただし、請求人による請求に具体的事実と証拠がない又はその主張が明らかに理由をもたない場合は、直接に却下することができる。
条例第三十九条二款	第六十四条[答弁しないものは取消す]
	登録商標はその所有者により正当理由なく使用したことがない又は使用停止が連続三年になったものであって、登録の取消が請求された場合、答弁通知が一旦送達すると、商標権者はその商標が使用したか否かについて証明しなければならない。期間内に答弁しなかったものは、商標評審委員会は直ちにその登録を取消することができる。
条例第四十条	第六十五条[取消の効力]
	登録商標は裁定又は審決により登録を取消された場合、商標局がこれを公告し、その商標権が取消裁定又は審決の発効日より終止する。
	第四節 商標登録の無効宣告
第四十一条一款	第六十六条[絶対拒絶理由に基づく無効宣告]
登録された商標がこの法律第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段で登録した場合には、商標局はその登録商標を取消す。その他の事業単位又は個人は、商標評審委員会にその登録商標の取消についての裁定を請求することができる。	登録商標がこの法律第十一条(使用禁止条項)、第十二条(顕著な特徴)、第十三条(立体商標)、第七条第二項の規定に違反し、又は欺瞞的な手段で登録した場合には、商標局がその登録商標の無効を公表する。何人も商標評審委員会にその商標の登録無効宣告を請求することができる。 追加：登録商標がこの法律第十二条(顕著な特徴)の規定に違反するものであるが、登録した商品又は役務での使用により当該商標が顕著な特徴を取得した場合、商標局と商標評審委員会は当該商標の登録無効を宣告しない。

<p>第四十一条第二、三款</p>	<p>第六十七条[先行商標権に基づく無効宣告]</p>
<p>登録された商標がこの法律第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては5年の期間制限を受けない。</p> <p>3. 前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合には、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p>	<p>登録商標がこの法律第十四条、第十七条、第十八条の規定に違反した場合、先行商標の所有者又は利害関係者は商標評審委員会にその商標の登録無効宣告を請求することができる。</p> <p>新規追加：登録商標が前項の規定に該当する場合、先行商標の所有者は商標評審委員会に移転の裁定を請求し当該商標権を取得することができる。</p>
<p>第四十一条第二款</p>	<p>第六十八条[地理的表示、その他の先行権利、悪意による登録に基づく無効宣告]</p>
<p>登録された商標がこの法律第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては5年の期間制限を受けない。</p>	<p>登録商標がこの法律第十九条第一項、第二十条の規定に違反し、又はこの法律第七条第一項の規定に違反した場合、権利者又は利害関係者が商標評審委員会にその商標の登録無効宣告を請求することができる。</p>
<p>第四十一条第二、三款</p>	<p>第六十九条[時限]</p>
<p>登録された商標がこの法律第十三条、第十五条、第十六条、第三十一条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、商標所有人又は利害関係者は商標評審委員会にその登録商標の取消について裁定を請求することができる。ただし、悪意による登録、著名商標の所有者に対しては5年の期間制限を受けない。</p> <p>3. 前二項に規定された状況以外を除き、登録商標に異議がある場合には、その商標の登録日から5年以内に、商標評審委員会に裁定を請求することができる。</p>	<p>この法律第六十七条、第六十八条の規定による商標登録無効宣告の請求は、商標登録の日から五年以内に提出するものとする。ただし、悪意による登録の場合は除く。</p>

新規追加	第七十条 [无效審判は公告時点による]
	商標登録に無効事由が存在するか否かについての審判は、商標登録公告の時点による。
条例第三十六条	第七十一条 [无效宣告の効力]
	登録商標が裁定により無効とされた場合、商標局がこれを公告し、当該商標権は登録の日により無効とされる。 2. 商標評審委員会による無効宣告争議についての発効した裁定は、その裁定の発効前に人民法院又は工商行政管理部門が下しかつ執行した商標紛争案件紛争についての判決、裁定又は決定、及び既に履行した使用許諾契約に対しては遡及しない。但し、商標登録者の悪意により他人に損失を与えた場合は、賠償の責任を負わなければならない。
追加	第五章 商標登録争議の訴訟
第三十三条二款、四十三条二款	第七十二条 [提訴]
当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に、人民法院に訴えを提起することができる。人民法院は、商標再審手続きにおける相手側の当事者に対し第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。 当事者は商標評審委員会の裁定に不服がある場合、通知を受け取った日から30日以内に、人民法院に対して訴えを提起することができる。人民法院は商標裁定手続きにおける相手側の当事者に第三者として訴訟に参加する旨を通知しなければならない。	商標評審委員会による審決、裁定に不服がある場合、当事者は審決又は裁定を受け取った日から30日以内に北京市高級人民法院に提訴することができる。
新規追加	第七十三条 [審決についての行政訴訟]
	商標出願人が商標評審委員会による拒絶審決に不服があり、人民法院に提訴するとき、商標評審委員会を訴訟の相手側当事者とし、「中華人民共和国行政訴訟法」の規定を適用する。

新規追加	第七十四条[裁定についての民事訴訟]
	<p>当事者が商標評審委員会による異議、取消又は無効の裁定に不服があり、人民法院に提訴するとき、審判裁定における相手側の当事者を訴訟の相手側当事者とし、[中華人民共和国民事訴訟法]の規定を適用する。</p> <p>2. 前項の規定による民事案件の審理において、人民法院が商標評審委員会に商標審判資料の提供を求めるとき、商標評審委員会はこれを協力するべきで、拒絶してはならない。</p>
審判規則第三十五条	第七十五条[起訴情報の告知と誤りの訂正]
	<p>当事者が裁判所に提訴する場合は、当該裁判所に訴状を提出する同時に、商標評審委員会に当該訴状の副本を発送し、又は別の書面によりその旨を通知しなければならない。商標評審委員会がその下した審決又は裁定の発行日から60日以内に裁判所又は案件当事者から当該審決、裁定に関する起訴の情報を受け取っていない場合は、当該審決、裁定を商標局に移送し執行することができる。これによる結果は提訴人の責任に帰する。</p> <p>2. 商標評審委員会が商標出願人による拒絶審決不服の提訴理由を認める場合、その審決を訂正することができる。</p>
新規追加	第七十六条[行政判決]
	<p>人民法院が商標評審委員会による審決の取り下げを判決したときは、明確な司法意見を提出するものとし、商標評審委員会が発効した判決に基づき改めて拒絶審決を下す。</p>
新規追加	第七十七条[民事判決]
	<p>商標異議、取消、無効の争議に係る発効した判決について、人民法院は商標局に執行協力を求める旨の通知を送達し、商標局が執行に協力する。被異議商標が判決により登録を許可された場合、商標出願人が取得する商標権の期間は判決の発効日から起算する。</p>
条例第三十六条	第七十八条[遡及力]
	<p>この法律第七十一の規定は、人民法院による無効争議に係る発効判決の効力に適用する。</p>

<p>第四章 登録商標の更新、譲渡及び使用許諾</p>	<p>第六章 商標の更新、変更、譲渡、抹消</p>
<p>第三十七条 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>	<p>第七十九条[商標の有効期間] 登録商標の有効期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する。</p>
<p>第三十八条第一項、第三項、条例第二十七条第一項</p>	<p>第八十条[更新、満期抹消]</p>
<p>登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6ヵ月以内に更新登録を出願するものとする。この期間に出願できないときは、6ヵ月の延長期間を与えることができる。延長期間を満了して出願しないときは、その登録商標を抹消する。</p> <p>3. 更新登録は審査により許可された後、公告される。</p>	<p>登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要があるときは、期間満了前6ヵ月以内に更新登録を出願するものとする。この期間に出願できないときは、6ヵ月の延長期間を与えることができる。延長期間に出願した場合は、2倍の更新登録費を支払うものとする。</p> <p>2. 商標局が更新出願を許可した場合、商標更新証明書を交付しこれを公告する。登録商標が引き続き有効である。更新期間内に出願を提出しなかったものは、商標局がその登録商標を抹消する。</p>
<p>第三十八条二款、条例第二十七条二款 毎回の更新登録の有効期間は10年とする。</p>	<p>第八十一条[商標更新期間] 登録商標の毎回の更新登録の有効期間は10年とし、当該商標の前有効期間の満了の日の翌日から起算する。</p>
<p>第二十三条、条例第二十四条第一款</p>	<p>第八十二条[登録事項の変更]</p>
<p>登録商標が登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更出願をしなければならない。</p>	<p>商標登録者の名義、住所又はその他の登録事項を変更するとき、商標局に変更願書及び関係登録期間による変更証明書類を提出しなければならない。</p> <p>追加：2. 出願人がその名義、住所、代理人を変更し、又は指定商品を削除するとき、商標局に変更の手続きを行うことができる。</p> <p>3. 商標局が許可した場合、商標登録者にその証明書を交付し、公告する。許可しない場合は、出願人にその旨を書面で通知し、理由を説明するものとする。</p>
<p>条例第二十四条第三款</p>	<p>第八十三条[一括変更]</p>
	<p>商標登録者の名義又は住所を変更する場合には、商標登録者はその登録商標の全部を一括して変更しなければならない。一括して</p>

	変更しない場合には、変更申請を放棄したものと見なす。商標局はその旨を書面により出願人に通知するものとする。
第三十九条、条例二十五条	第八十四条[譲渡]
<p>登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して商標局に申請しなければならない。譲受人は使用するその登録商標の商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>2. 登録商標の譲渡は、許可された後公告される。譲受人はその公告日より商標専用権を享有する。</p>	<p>商標登録出願又は登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は共同して商標局に申請しなければならない。譲渡人が申請の手続きを行うものとする。</p> <p>2. 商標出願又は登録商標を譲渡する手続きをするとき、譲渡人と譲受人の身分を証明できる有効証明書の写し、取扱者の身分証明の写し及び譲渡人との関係を証明できる有効書類を提出するものとする。代理機構に委託した場合は委託書を提出するものとする。(細則に組み込むことを提案する)</p>
条例第二十五条第二項	第八十五条[一括譲渡]
	<p>譲渡人はその同一又は類似商品における同一又は類似した商標出願及び登録商標を一括して譲渡しなければならない。一括して譲渡しなかった場合には、商標局は期限を限り補正させる旨を通知する。期間内に補正しない場合には、当該譲渡申請を放棄したものと見なし、商標局はその旨を書面で出願人に通知するものとする。</p>
条例第二十五条第一、三項	第八十六条[譲渡証明]
<p>登録商標を当事者間の協議により譲渡する場合には、譲渡人と譲受人は商標局に「登録商標譲渡申請書」を提出しなければならない。登録商標譲渡申請の手続きは譲受人により行う。商標局は認可した後、譲受人に相応の証明書を交付し、且つ公告する。</p> <p>3. 誤認、混同又はその他の悪影響をもたらすおそれがある登録商標譲渡申請については、商標局はこれを認可せず、書面により申請人に通知し理由を説明する。</p>	<p>商標局が譲渡申請を認可した場合、譲渡人に譲渡通知を交付し、譲受人に譲渡証明を交付し、これを公告する。</p> <p>2. 譲受人が譲渡許可の公告された日より、譲渡人の商標出願又は登録商標に係る権利と義務を引き継ぐ。</p> <p>3. 誤認、混同又はその他の悪影響をもたらす恐れのある譲渡申請について、商標局はこれを認可せず、書面により譲渡人と譲受人にその旨を通知し、理由を説明する。商標局による不認可の決定に不服がある場合、譲渡人と譲受人は通知を受け取った日から3ヶ月以内に商標局の所在地にある人民法院に行政訴訟を提起することができる。</p> <p>4. 譲渡人と譲受人が商標の譲渡について争議があった場合、人民法院に民事訴訟を提起することができる。</p>

<p>条例第二十六条</p>	<p>第八十七条[移転]</p>
	<p>商標登録出願又は登録商標が譲渡以外の事由により移転が発生する場合には、当該登録出願又は登録商標を受け取る当事者は上述事由の発生した日から、その商標出願又は登録商標に係る権利と義務を引き継ぎ、関係証明文書又は法的文書をもって、商標局に移転手続をしなければならない。</p> <p>新規追加 商標の移転は商標譲渡に係る規定に参照して処理し、法律に別途定めた場合は除く。</p> <p>(譲渡認可後、元譲渡人の先に出願された被異議商標又は審判あるいは訴訟中の商標が商標権を付与されたものであって、同一又は類似商品において元譲受人の譲渡を認可された商標と同一又は類似する場合、商標局が双方に対してこれを協議し譲渡手続きをすることを求める旨を通知する)</p>
<p>条例第四十七条</p>	<p>第八十八条[主体不在による権利の終止]</p>
	<p>商標登録者が死亡又は終止し、死亡又は終止した日より一年経過後も当該登録商標の移転手続きをしなかった場合、何人も商標局に当該登録商標の抹消を申請することができる。抹消を申請する場合、商標登録者の死亡又は終止の証拠を提出するものとする。</p> <p>2. 登録商標を商標登録者の死亡又は終止により抹消する場合、当該商標専用権は商標登録人の死亡又は終止した日より終止する。</p> <p>(三年不使用による取消の理由の一つとして上述の状況を処理する建議がある。)</p>

<p>条例第四十六、四十八条</p>	<p>第八十九条[抹消申請]</p>
	<p>商標登録人がその登録商標の抹消、又はその商標の指定商品の一部における登録の抹消を申請する場合、商標局に商標抹消請求書を提出し、元「商標登録証」を返納しなければならない。</p> <p>2. 商標登録人がその登録商標の抹消、又はその商標の指定商品の一部における登録の抹消を申請する場合、当該登録商標権又は当該登録商標権の当該指定商品の一部における効力は、商標局がその抹消請求を受け取った日より失効する。</p> <p>3. 登録商標が抹消された場合、元「商標登録証」は失効する。指定商品の一部における登録商標の登録が抹消された場合、商標局が商標局はもとの「商標登録証」に注釈を加えて返還し（又は新しい「商標登録証」を発行し）、それを公告する。</p>
<p>追加</p>	<p>第七章 団体商標と証明商標、地理的表示の登録と使用</p>
<p>第三条第二、三項、第十六条</p>	<p>第九十条</p>
<p>この法律にいう団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標識のことを言う。</p> <p>この法律でいう証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に使用するものであって、かつ当該組織以外の企業又は個人がその商品又は役務に使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定な品質を証明するために用いる標識をいう。</p> <p>団体商標、証明商標の登録、管理に関する特別事項は国務院の工商行政管理部門により定める。</p> <p>商標は商品の地理的表示を含むものであって、その商品の出所が同表示に示された地域ではなく公衆を誤認させる場合、その登録を拒絶しかつその使用を禁</p>	<p>[団体商標の概念] 団体商標とは、団体、協会又はその他の組織の名義で登録され、当該組織の構成員が商業活動の使用に供し、これを使用する者が当該組織の構成員資格を表示する標識のことを言う。</p> <p>2. [証明商標の概念] 証明商標とは、監督能力を有する組織の管理下にある特定の商品又は役務に使用するものであって、かつ当該組織以外の企業又は個人がその商品又は役務に使用し、同商品又は役務の原産地、原材料、製造方法、品質又はその他の特定な品質を証明するために用いる標識をいう。</p> <p>3. この章に別途定めるものを除き、この法律のその他の規定は団体商標、証明商標、地理的表示の登録と保護に適用する。</p>

<p>止する。但し、既に善意によって登録したものは存続する。</p> <p>前項にいう地理的表示とは、某商品の出所が某地域であって、同商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決められることを示す標識をいう。</p>	
<p>条例第六条</p>	<p>第九十一条[地理的表示の正当使用]</p>
	<p>地理的表示が証明商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する団体はそれを承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録された場合には、その商品が当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人又はその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会又はその他の組織はその定款により会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会又はその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示中の地名を正当に使用することができ、係る団体、協会又はその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。</p>
<p>条例第十三条、総局六号令</p>	<p>第九十二条[団体商標登録出願]</p>
	<p>団体商標の登録を出願するとき、主体資格証明書類と使用管理規則を付し、当該団体組織の構成員の名称と住所を説明するものとする。地理的表示をもって団体商標の登録を出願するとき、その地理的表示を使用する商品の特定品質に対する監督の能力を備えることを証明する書類を付すことも必要とされる。</p> <p>2. 地理的表示をもって団体商標の登録を出願する団体、協会又はその他の組織は、当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成されなければならない。</p>
<p>総局六号令</p>	<p>第九十三条[証明商標登録出願]</p>
	<p>団体商標の登録を出願するとき、主体資格証明書類、使用管理規則、及び当該証明商標</p>

	により証明される特定の商品品質に対する監督の能力を備えることを証明する書類を付さなければならない。
総局六号令	第九十四条[地理的表示登録出願]
	<p>地理的表示をもって団体商標、証明商標の登録を出願するとき、当該地理的表示に表記される地域を管轄する人民政府又は業種主管部門による批准文書も付さなければならない。</p> <p>2. 外国人又は外国企業が地理的表示をもって団体商標、証明商標を登録出願する場合、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護されている証明書を提出しなければならない。</p>
総局六号令	第九十五条[地理的表示出願書類]
	<p>地理的表示をもって団体商標、証明商標の登録を出願するとき、出願書類に次に掲げる内容を明記しなければならない。</p> <p>(一) 当該地理的表示の示す商品の特定の品質、信用又はその他の特徴</p> <p>(二) 当該商標の特定の品質、信用又はその他の特徴と当該地理的表示に表記される地域の自然要素・人文要素との関係</p> <p>(三) 当該地理的表示に表記される地域の範囲</p>
総局六号令	第九十六条
	<p>団体商標、証明商標として登録を出願する地理的表示は、当該地理的表示に表記される地域の名称であることも、また某商品の出所が当該地域であることを表明できるその他の可視的標識であることもできる。</p> <p>2. 前項にいう地域は当該地域の現在の行政区画の名称、範囲と完全一致する必要はない。</p>

総局六号令	第九十七条[公告及び変更公告]
	<p>団体商標、証明商標の公告内容は、当該商標の使用管理規則の全文又は摘要を含むものとする。</p> <p>2. 団体商標、証明商標の登録者が使用管理規則についていかなる改正を行っても、商標局に審査・許認可のために報告しなければならない、かつその改正は公告の日から発効するものとする。</p> <p>3. 団体商標登録者の構成員に変動があったとき、登録者が商標局に登録事項の変更を申請し、商標局により公告するものとする。</p>
総局六号令	第九十八条
	<p>団体商標、証明商標を譲渡する場合、譲受人はそれに応じた主体資格と監督・検査の能力を備えなければならない。</p> <p>2. 団体商標、証明商標が移転された場合、権利の引受人はそれに応じた主体資格と監督・検査の能力を備えなければならない。</p>
総局六号令	第九十九条
	<p>団体商標登録者の団体構成員は、当該団体商標使用管理規則による所定の手続きを履行した後、当該団体商標を使用することができる。</p> <p>2. 団体商標は団体構成員以外のものに許諾使用してはならない。</p>
総局六号令	第一百条[証明商標許諾届け出]
	<p>証明商標登録者が他人にその商標の使用を許諾するとき、商標局に届け出ることができ、商標局がこれを公告する。(届け出及び公告の効力は商標使用許諾契約と同等である)</p>
総局六号令	第一百一条[証明商標の取消]
	<p>証明商標使用管理規則の規定による要件を満たすいかなるものは、当該証明商標使用管理規則による所定の手続きを履行した後、当該証明商標を使用することができ、登録者は拒絶してはならないできない。</p> <p>2. 証明商標の登録者は自ら提供する商品に当該証明商標を使用してはならない。</p>

新規追加	<p>第二百二条[証明商標の取消]</p> <p>証明商標登録者に次に掲げる行為の一がある場合、何人も商標評審委員会に当該証明商標の取消を請求することができる。</p> <p>商標の使用を管理しなく、又は合法的に管理できない。</p> <p>当該証明商標に係るいかなる商品又は役務の生産又は販売をすること。</p> <p>(一) 当該証明商標を証明以外の目的への使用を許諾する</p> <p>(二) 差別視の態度で、当該証明商標の使用基準又は要件を満たす如何なる人の商品又は役務に対する証明の提供又は継続提供を拒絶する。(米商標法第14条を引用)</p>
総局六号令	<p>第二百三条[使用証の発行]</p> <p>団体商標を使用するとき、登録者は使用者に「団体商標使用証」を発行するものとする。証明商標を使用するとき、登録者は使用者に「証明商標使用証」を発行するものとする。</p> <p>2. 団体商標、証明商標の登録、管理に関する特別事項は国务院の工商行政管理部门により別途定める。</p>
追加	<p>第八章 商標の国際登録</p>
総局七号令	<p>第二百四条[商標国際登録の概念]</p> <p>この法律で商標の国際登録とは、「商標の国際登録に関するマドリッド協定」(以下「マドリッド協定」と略称)、「商標の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」(以下「マドリッド議定書」と略称)及び「商標の国際登録に関するマドリッド議定書・共通規則及び実施細則」(以下「共同実施細則」と略称)による商標の国際登録を言う。</p>
総局七号令	<p>第二百五条 [適用範囲]</p> <p>この法律は中国を本国官庁とする商標国際登録出願、中国を領域指定とした出願またはその他関係する出願に適用する。</p> <p>2. 本章に異なる規定があるものを除き、この法律のその他の規定は商標の国際登録と保護に適用する。</p>

総局七号令	第百六条
	商標の国際登録を出願する場合、中国の加盟した関係国際条約に基づき商標局を通じて行わなければならない。
総局七号令	第百七条[本国官庁出願]
	中国を本国官庁として商標の国際登録出願する場合、中国に現実かつ真正の工業上もしくは商業上の営業所、または中国に住所を有し、または中国の国籍を持たなければならない。
総局七号令	第百八条[国際登録出願]
	<p>第 一条に規定する商標国際登録出願人の資格を有し、その商標が商標局において登録されている場合には、マドリッド協定に基づいて当該商標の国際登録を出願することができる。</p> <p>2. 第 一条に規定する商標国際登録出願人の資格を有し、その商標が商標局に登録されている又は商標局に出願されている場合には、マドリッド議定書に基づいて当該商標の国際登録を出願することができる。</p>
総局七号令	第百九条[出願方式]
	出願人又はその委託する商標代理組織は、直接商標局にて願書を提出することができるとともに、郵送によることもできる。
総局七号令	第百十条[登録出願事後事項]
	<p>マドリッド協定に係る商標の国際登録の事後指定、放棄、抹消などの手続きは商標局を通じて行う。マドリッド協定に係る商標国際登録の譲渡、削減、登録者名義または住所変更、代理人名義または住所変更、更新などの手続きは商標局を通じて行うことができるとともに、世界知的所有権機関国際事務局（以下「国際事務局」と略称）にて直接行うこともできる。</p> <p>2. マドリッド議定書に係る商標国際登録の事後指定、譲渡、削減、放棄、抹消、登録者名義または住所変更、代理人名義または住所変更、更新などの手続きは商標局を通じて行うことができるとともに、直接国際事務局にて行うこともできる。</p>

総局七号令	第百十一条[出願日]
	<p>商標局が商標国際登録の出願書類を受領した日を出願日とする。</p> <p>2. 商標の国際登録出願が所定の通り記載されていない場合には、商標局は出願書類を返却し、出願日を保留しない。</p>
総局七号令	第百十二条[領域指定した出願の拒絶]
	<p>中国を領域指定した出願に対して、商標局が国際事務局に職権によりこれを拒絶した旨を通知した後、再び国際事務局に対してその拒絶の確認を行わない。</p>
総局七号令	第百十三条[商標異議]
	<p>世界知的所有権機関が「国際商標公告」を出版した翌月1日より3月以内に、いかなる者も当該公告に掲載された中国を領域指定とする出願に対して、商標局に異議申し立てすることができる。</p> <p>2. 一件の異議申し立ては、一類の商品または役務を指定することができるとともに、二つまたは二つ以上の商品または役務を指定することもできる。</p>
総局七号令	第百十四条[団体・証明商標の領域指定]
	<p>中国を領域指定とする団体商標若しくは証明商標の出願人は、当該商標が世界知的所有権機関国際事務局の国際登録原簿に登録された日から3月以内に、商標代理組織を通じ、関係規定に従って商標局に主体資格証明、商標使用管理規定、及びその他の証明書類を送付しなければならない。</p> <p>2 上述の3月以内に主体資格証明、商標使用管理規定、及びその他の証明書類を送付しなかった場合には、商標局は当該団体商標または証明商標の領域指定を拒絶する。</p>
総局七号令	第百十五条
	<p>中国を指定領域とした出願人が、その商標の国際登録をもって中国で既に登録されている商標を代替する場合、その国際登録は中国における既登録商標の権利に影響を与えない。</p>
総局七号令	第百十六条[商標保護証明]
	<p>中国での保護を指定した国際登録商標は、</p>

	その商標の拒絶期間満了後、商標代理組織に委託し、当該商標が中国で保護を受けていることを示す証明書類の発行を商標局に申請することができる。
第六章 商標使用の管理	第九章 商標使用管理
条例第三十七条	第一百七十七条[商標登録記号]
	登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、使用説明書、又はその他の付随するものに「登録商標」又は登録記号を表記することができる。 2. 登録記号は（注の外を○で囲んだもの）と（Rの外を○で囲んだもの）を含む。登録記号は商標の右上又は右下に表記するものとする。
条例第三十八条	第一百八条[商標登録証の再交付]
	「商標登録証」を遺失し又は破損した場合、商標局に再交付を申請しなければならない。「商標登録証」を遺失した時は、「商標公告」に遺失声明を掲載しなければならない。破損した「商標登録証」は再交付申請を提出すると同時に、商標局に返納しなければならない。 2. 「商標登録証」を偽造又は変造した場合、刑法の国家機関証明文書偽造、変造罪又はその他の罪に関する規定に照らして、法律に基づき刑事責任を追及する。
第六、四十七条、条例第四条、第四十二条	第一百九条[強制登録]
国が登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない。 この法律第六条の規定に違反しているときは、地方の工商行政管理部門は期間を定めて登録出願を命じ、かつ罰金を科すことができる。	国家法律、行政法規の規定により登録商標を使用しなければならない商品は、商標登録出願をしなければならない。登録が認められていないものは、市場で販売してはならない。 2. 前項の規定に違反したのものについては、違法者の所在地にある県級以上の工商行政管理部門が改正を命じ（又は販売中止を命じ）、かつ違法売上額の10%以下又は5万元以下の過料を貸すことができる。
第四十八条、条例第四十二条	第一百二十条[違法使用行為の管理]
登録されていない商標を使用し、下記の各号の行為の一つがあるときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間	下記の各号の行為の一つがあるものは、行為者の所在地にある工商行政管理局が是正を命じ、かつ5万元以下の過料を貸すことができ

<p>を定めて是正させ、かつ警告又は罰金を科すことができる。</p> <p>(一) 登録商標と偽っているとき</p> <p>(二) この法律第十条の規定に違反しているとき</p> <p>(三) 粗製濫造し、品質を偽り、消費者を欺いているとき</p>	<p>る。</p> <p>(一) [登録商標詐称]商標登録者がその登録商標について実質的な変更を行いかつ登録商標の記号を表記し、又は認可されていない商品又は役務に登録商標を使用し、又は未登録の商標を使用し他人に登録商標と誤認させるもの</p> <p>(二) この法律第十条(使用禁止条項)、第十四条第一項、第十八条の規定に違反して使用するもの</p>
<p>第四十五条、条例第四十二条</p>	<p>第二百一十一条[登録商標管理]</p>
<p>登録商標を使用するものであって、その商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞するものは、各級の工商行政管理部門は、それぞれの状況に応じて、期間を定めて是正を命じ、違反行為公開の処罰又は過料を科し、又は商標局を通じてその登録商標を取消することができる。</p>	<p>登録商標を使用するものであって、その商品が粗製濫造され、品質を偽り、消費者を欺瞞するものは、各級の工商行政管理部門が、状況に応じて是正を命じ、違反行為を公開するものとし、かつ非法売上額の20%以下の過料を科す又は商標局を通じてその登録商標を取消することができる。</p>
<p>第四十条第一款</p>	<p>第二百二十二条[商標使用許諾方式]</p>
<p>商標登録者は商標使用許諾契約を締結することで他人にその登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p>	<p>商標登録者は商標使用許諾契約を締結することで他人にその登録商標を使用することを許諾することができる。</p> <p>(新規追加：司法解釈) 商標使用許諾方式は主に次の各号を含む。</p> <p>(一) 独占使用許諾とは、商標登録者が取り決めた期間、地区で取り決めた方式により、その登録商標の使用を一人の被許諾人だけに許諾し、取り決めによって商標登録者は当該登録商標を使用することができない。</p> <p>(二) 排他的使用許諾とは、商標登録者が取り決めた期間、地区で取り決めた方式により、その登録商標の使用を一人の被許諾人だけに許諾し、取り決めによって商標登録者は当該登録商標を使用することができるが、さらに第三者に当該登録商標の使用を許諾することができない。</p> <p>(三) 一般使用許諾とは、商標登録者が取り決めた期間、地区で取り決めた方式により、その登録商標の使用を他人に許諾し、かつ自ら当該登録商標を使用することや、他人に当該登録商標の使用を許諾することができる。</p>

<p>第四十条第一、三款</p>	<p>第二百二十三条[許諾届け出の申請]</p>
<p>商標登録者は商標使用許諾契約を締結することで他人にその登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p> <p>3. 商標使用許諾の契約は商標局に届出なければならない。</p>	<p>商標使用許諾の契約は商標局に届け出し、商標局により公告することができる。</p> <p>(新規追加) 商標使用許諾届け出を申請するとき、許諾者と被許諾者は共同して商標局に申請を提出するものとする。申請の手続きは許諾者により行う。</p> <p>許諾者は被許諾者がその登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第二百二十四条 [許諾届け出の効力]</p>
	<p>商標使用許諾の届け出をしていないものは、その許諾契約の効力に影響を与えない。ただし、契約当事者が別途定めがあるものは除く。</p> <p>2. 登録商標の譲渡は、譲渡前に発行した使用許諾契約の効力に影響を与えない。ただし、契約当事者が別途定めがあるものは除く。</p> <p>3. 商標使用許諾が商標局での届け出をしていないものは、善意の第三者に対抗してはならない。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第二百二十五条 [権利抵当]</p>
	<p>商標権を質権設定にすると、質権設定者と質権者は共同して商標局で質権設定登記を行うものとする。登録者は質権者の許諾無しに商標使用許諾を譲渡する又は他人と新しい商標使用許諾契約を締結することができない。</p> <p>2. 登録商標を訴訟保全の標的とされたとき、人民法院は商標局に執行協力を求める旨を通知することができる。訴訟保全期間において、登録者は商標使用許諾を譲渡する又は他人と新しい商標使用許諾契約を締結することができない。</p>
<p>第四十条第二項、条例第四十四条</p>	<p>第二百二十六条[被許諾人による使用]</p>
<p>許諾により他人の登録商標を使用するときは、その登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の生産地を明記しなければならない。</p>	<p>許諾により他人の登録商標を使用するときは、その登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の生産地を明記するものとする。被許諾者の名称と商品の生産地を明記していないものについては、許諾者又は被許諾者の所在地にある工商行政管理部門が是正を</p>

	命じ、その商標標識を差し押さえ、かつ5万元以下の過料を科すことができる。商標標識と商品が分割しにくい場合は、一緒に差し押さえ廃棄処分する。
新規追加	第二百二十七条[OEM加工の管理]
	<p>OEM加工とは企業が委託者の委託を受けて他人の登録商標の付いた商品を生産し、商品は全部で委託人に交付し、商品加工料だけを受け取る行為をいう。</p> <p>2. OEM加工企業はその加工商品に加工企業の名称と住所を表記するものとする。表記していないものについては、工商行政管理部门が是正を命じるものとし、かつ5万元以下の過料を科すことができる。</p>
第七章 登録商標専用権の保護	第十章 商標権の保護
第五十一条	第二百二十八条 [商標権の範囲]
登録商標の専用権は、登録を許可された商標及び使用を認可された商品に限られる。	商標権は、登録を許可された商標及び使用を認可された商品に限られる。
第五十二条、条例第五十条及司法解釈	第二百二十九条 [商標権侵害行為]
<p>下記の各号の行為の一つがあるものは、登録商標専用権の侵害とする。</p> <p>(一) 商標登録者の許諾なしに、同一の商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似する商標を使用するもの</p> <p>(二) 登録商標専用権を侵害する商品を販売するもの</p> <p>(三) 無断で他人の登録商標の標章を偽造、無断で製造された登録商標の標章を販売するもの</p> <p>(四) 商標登録者の許諾を得ずにその登録商標を取替え、さらに商標を取り替えた商品を再び市場に流通させるもの</p> <p>(五) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えるもの</p>	<p>下記の各号の行為の一つがあるものは、商標権侵害行為を構成する。</p> <p>(一) 商標登録者の許諾なしに、同一の商品又は類似の商品にその登録商標と同一又は類似する商標を使用し、混同を引き起こす<u>恐れがあるもの</u></p> <p>(二) 登録商標権を侵害する商品を販売するもの</p> <p>(三) 他人の登録商標標識と同一又は<u>類似する商標標識</u>の偽造、無断製造を行い、又は偽造、無断製造された他人の登録商標標識と同一又は<u>類似する標識</u>を販売するもの</p> <p>(四) 商標登録者の許諾を得ずにその登録商標を取替え、さらに商標を取り替えた商品を再び市場に流通させるもの</p> <p>(五) 同一又は類似の商品において、他人の登録商標と同一又は類似した標識を商品名称又は商品の装飾として使用し、公衆に誤解させるもの。</p> <p>(六) 他人の商標権を侵害する行為のために故意に倉庫、運輸、郵送、<u>隠匿</u>、<u>加工</u>、<u>生</u></p>

	<p>産道具、生産技術又は経営場所など便宜を図るもの</p> <p>(七) 他人の登録商標と同一又は類似する文字を企業の商号として同一又は類似の商品に使用し、又はその他の方法でその標識の効果を強調して使用し、関連公衆に誤認させる恐れがあるもの</p> <p>(八) 他人により登録された馳名商標又はその主要部分を複製、模倣、翻訳して同一でない又は類似でない商品に商標として使用し、公衆に誤解させるものであって、当該馳名商標登録者に損失をもたらす恐れのあるもの</p> <p>(九) 他人の登録商標と同一又は類似の文字をドメインネームとして登録し、そのドメインネームをもって関連商品の宣伝又は商品の電子商取引を行い、関連公衆に誤解させる恐れのあるもの</p> <p>(十) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えるもの</p>
<p>条例第五条、総局五号令</p>	<p>第三百十条[管理による馳名商標の認定]</p>
<p>商標管理事務において、当事者は他人が使用している商標が商標法第十三条に規定する状況にあると認識し、その著名商標の保護を請求する場合、事件発生地（市、州以上）の工商行政管理部門に書面による使用禁止請求を提出し、且つその商標が著名であることを証明する資料を提出することができる。それと同時に、所在地の省級の工商行政管理部門にその写し報告しなければならない。</p>	<p>商標管理において、商標登録者がその商標が馳名商標であると認識し、地方の工商行政管理部門に対して他人の使用を禁止し又は商標権を保護することを求めるとき、その商標が馳名商標である証拠資料を提出するものとする。地方の工商行政管理部門はその資料を商標局に送付し、商標局が認定を行う。</p> <p>2. 人民法院が商標紛争事件の審理において、当事者の請求と事件の具体的状況に応じ、関係する登録商標が馳名であるか否かについて認定を行うことができる。当事者が過去に認定された馳名商標について保護を求め、相手側の当事者がその馳名商標について異議がない場合、商標局、商標評審委員会、人民法院は再び審査することはしない。</p> <p>追加：各地の工商行政管理部門はその管轄区で著名商標の認定と保護を行うことができる。</p>
<p>第五十三条、五十四条、条例第五十一条</p>	<p>第三百十一条 [侵害紛争解決ルート]</p>
<p>本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者間の協議により解決する。協議しな</p>	<p>この法律第一百二十九条に掲げる登録商標権侵害の行為の一に該当するものであって、紛争を起こした場合、当事者間の協議により</p>

<p>いか、又は協議が成立しない場合には、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害人が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。</p> <p>登録商標専用権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は法律より調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがある場合、直ちに司法機関移送し法により処理する。</p>	<p>解決する。協議しない又は協議が成立しない場合には、商標登録権者又は利害関係者は工商行政管理部門の処理を請求することもでき、人民法院に直接提訴することもできる。</p> <p>商標権侵害の行為について、何人も工商行政管理部門に苦情を申し出る又は告発することができる。</p>
<p>新規追加</p>	<p>第三百三十二条[権利侵害の自ら協議]</p>
	<p>商標登録者又はその利害関係者が工商行政管理機関に苦情を申し出て、かつ受理された商標権侵害案件について、受理機関が行政処理の決定を出す前に自ら協議することになった場合、苦情を申し出た人は受理機関に対して書面により苦情の申し出を取り下げることができる。受理機関は実情に応じて案件に係る当事者の行政・法的責任を引き続き追及するか否かを定めることができる。</p> <p>2. 工商行政管理機関が職権により商標権侵害案件を摘発し、当該案件を受理した後まだ行政処理の決定を出していないときに、案件に係る当事者が協議による解決を請求した場合、受理機関は前項の規定を参照して処理する。</p>

新規追加	<p>第三百三十三条 [協議解決が適用しない情況]</p> <p>当事者の協議による解決は次に掲げる紛争に適用しない。</p> <p>(一) 商標権侵害行為により消費者の利益に重大な損失をもたらしたもの 商標詐称の行為が深刻で行為者の刑事的責任を追及すべきであるもの</p> <p>(二) 商標権紛争案件により社会に悪影響を与えたもの</p> <p>(三) 協議による解決が適用しないその他の情況</p>
第五十三条、条例五十二条	<p>第三百三十四条 [権利侵害の行政責任]</p> <p>第一百二十九条第(一)号から第(六)号の規定に違反したものは、工商行政管理部門が権利侵害者に対して直ちに侵害行為を停止するよう命じ、侵害商品と侵害商品の生産、登録商標標識の偽造に専用する道具を没収し、かつ非法売上額の5倍以下の過料を科すことができる。非法売上額を算出できないものは、50万元以下の過料を科す。</p>
条例第四十五条	<p>第三百三十五条 [他人の馳名商標の使用禁止]</p> <p>第一百二十九条第(七)号から第(十)号の規定に違反したものは、工商行政管理部門が行為者に使用の停止を命じ、その侵害標識を差し押さえて廃棄処分し、かつ5万元以下の過料を科すことができる。侵害標識と商品とが分割しにくい場合は、一緒に差し押さえて廃棄処分する。</p>
新規追加 司法解釈	<p>第三百三十六条 [非法売上額の算出]</p> <p>非法売上額とは行為者が生産、製造、加工、選別または販売するすべての違法商品の価値をいう。売り出した違法商品の価値は実際の販売価格により算出し、まだ売り出していない違法商品の価値は値札の価格又は調査で確認した違法商品の平均販売価格により算出する。</p> <p>2. 役務商標権侵害の非法売上額とは、権利侵害者が侵害期間において侵害行為により生じた売上額をいう。</p> <p>3. 広告をしただけで、商品の経営又は役務の提供をしていないものは、広告費により非法売上額を算出する。侵害商品に係る領収</p>

	<p>書又は役務提供に係る領収書だけがあり、その製品又は役務履行の証拠を発見しなかったものは、領収書の金額により非法売上額を算出する。(新規追加)</p> <p>4. 他人の登録商標専用権を侵害した案件について、侵害商品に値札価格がない又は実際の販売価格を確認できないものは、この法律にいう、非法売上額が算出できない場合に該当する。(新規追加)</p> <p>5. 行政処理機関の受理した日から二年以内に侵害者が繰り返し実施した侵害行為であって、行政処理を受けていないものについて、非法売上額は累計で算出する。(新規追加)</p>
新規追加	第百三十七条[案件中止]
	<p>次に掲げる各号の一に該当するとき、工商行政管理機関は案件の処理を中止することができる。</p> <p>(一) 案件に係る当事者が契約（有効な協議書）における商標許諾使用の内容について争議があるもの</p> <p>(二) 案件に係る登録商標の争議は商標評審委員会又は人民法院で審理中で、案件の性質の判断に影響を与え得るもの</p> <p>(三) 商標が更新の延長期間にあるもの</p> <p>(四) 同一の事実による商標紛争が人民法院で審理されているもの</p> <p>(五) 案件処理を中止できるその他の情況</p>
第五十五条一款	第百三十八条[行政職権]
<p>県級以上の工商行政管理部門は違法の疑いのある証拠又は通報により、他人の登録商標専用権への侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、他人の登録商標専用権の侵害に関する状況を取り調べる</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に係る契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製する</p> <p>(三) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に疑いのある場所を現場検証する</p> <p>(四) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の登録商標専用権を侵害する物品で</p>	<p>県級以上の工商行政管理部門は他人の商標権への侵害に疑義のある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。</p> <p>(一) 当事者を尋問し、他人の商標権の侵害に関する状況を取り調べる</p> <p>(二) 当事者の侵害行為に係る契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製する</p> <p>(三) 他人の商標権を侵害する行為に疑いのある場所を現場検証する</p> <p>(四) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の商標権を侵害する物品であることを証拠により証明した場合、これを封印し又は差し押さえることができる</p>

あることを証拠により証明した場合、これを封印し又は差し押さえることができる	
第五十五条第二款	第三百三十九条
<p>工商行政管理部門が前項に基づき職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒絶、妨害してはならない。</p>	<p>工商行政管理部門が法に基づき前項の規定による職権を行使する場合、当事者はこれに協力するものとする。工商行政管理部門の公務執行を拒絶、妨害するものについては、その行為を一般公開し、かつ5万元以下の過料を科すことができる。</p> <p>追加：工商行政管理部門により差し押さえられた物品を隠匿、移動、売却、破壊した場合、隠匿、移動、売却、破壊された物品の商品価値金額と同額以上三倍以下の過料を課し、違法所得がある場合、違法所得の没収を併科する。(製品品質法第63条)</p>
追加	第四百十条[商標局による取消の再審]
	<p>当事者が、商標局によるこの法律第 条、第 条の規定に基づきその登録商標を取消す決定に不服がある場合、当該決定を受け取った日から15日以内に国家工商行政管理総局に再議を請求し、又は取消決定を受け取った日から30日以内に商標局の所在地にある人民法院に直接行政訴訟を提起することができる。</p>
第五十三条	第四百十一条[行政と司法救済]
<p>本法第五十二条に定める登録商標専用権を侵害する行為の一つがある場合、当事者の協議により解決する。協議しないか、又は協議が成立しない場合には、商標登録権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起でき、また工商行政管理部門に処理を請求することができる。工商行政管理部門が権利侵害行為と認めた場合、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造のために使用する器具を没収、廃棄処分し、かつ罰金を科すことができる。当事者は処理に不服があるときは、処理通知を受け取った日から15日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が</p>	<p>当事者は工商行政管理機関によるこの法律に基づく行政処理の決定に不服があるとき、処理通知を受け取った日から60日以内に「中華人民共和国行政再議法」の規定により一級上の工商行政管理部門に再議を請求することができるほか、処理決定を受け取った日から60日以内に「中華人民共和国行政訴訟法」(同法では三ヶ月)により人民法院に訴えを提起することができる。権利侵害者が期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。</p> <p>2. 処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和国民事訴訟法」</p>

<p>期間内に訴訟を提起せず、かつ決定を履行しないときは、工商行政管理部門は人民法院に強制執行を請求することができる。処理を担当する工商行政管理部門は当事者の請求により、商標専用権侵害の賠償金額について調停することができる。調停が不調の場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」により人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>により人民法院に訴えを提起することができる。</p>
<p>第五十六条</p>	<p>第一百四十二条[民事賠償]</p>
<p>商標専用権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的支出を含む。</p> <p>2. 前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>3. 登録商標専用権侵害の製品であることを知らず善意により販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者の情報を提供した場合には、損害賠償の責を負わない。</p>	<p>故意又は過失により商標権を侵害した場合、侵害者が賠償の責任を負うものとする。商標権侵害の損害賠償額は、侵害者が侵害した期間に侵害により得た利益又は被侵害者が侵害された期間に侵害により受けた損失とし、被侵害者が侵害行為を抑止するために支払った合理的支出を含む。</p> <p>2. 前項にいう侵害者が侵害により得た利益、又は被侵害者が侵害により受けた損失を確定することが困難な場合には、人民法院が権利侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償を命ずる。</p> <p>3. 登録商標権侵害の製品であることを知らず販売した場合、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者の情報を提供した場合には、損害賠償の責を負わない。</p> <p>追加：侵害者が他人の連続三年使用していない登録商標権を侵害した場合、賠償の責を負わない。他人の使用したことがない商標であって三年になっていない商標権を侵害した場合、侵害を抑止するための合理的支出を賠償する。</p>
<p>司法解釈</p>	<p>第一百四十三条[合理的支出]</p>
	<p>侵害を抑止するための合理的支出には、権利者または委託代理人が侵害行為に対する調査、証拠取得を行うための合理的費用を含む。</p> <p>2. 人民法院は当事者の訴訟請求および案件の具体的状況に基づいて、国の関係部門の規定に合致する弁護士費用を賠償範囲に算入することができる。</p>

新規追加	<p>第一百四十四条[侵害物品とその処理]</p> <p>権利侵害標識を一部の商品に付くことを証拠により証明した場合には、当該権利侵害商標標識を侵害商品とみなし、没収し廃棄処分を行うものとする。</p> <p>2. 侵害商品について、侵害商標を取り除くことができないものは廃棄処分を行い、侵害商標を取り除くことができかつ商品が利用できるものは、侵害商標を取り除き、関係商品は社会公益事業に利用する又は法に基づく競売で侵害者以外の者の自家用に提供することに限られる。</p>
条例第五十三条	<p>第一百四十五条[商標と企業名称]</p> <p>商標登録人は、他人が自分の馳名商標を企業名称として登録し、公衆を欺瞞し又は公衆に誤認させる恐れがあると考える場合、企業名称登記の主管機関に当該企業名称の登録の取消しを請求することができる。企業名称登記主管機関は「企業名称登記管理規定」に基づき処理する。</p>
第五十七条	<p>第一百四十六条[財産と行為の保全]</p> <p>商標権者又は利害関係者は、他人がその商標権の侵害行為を行っているか又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に回復しがたい損害を被る恐れがある場合には、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止を命じ財産の保全措置を採るよう請求することができる。</p> <p>2. 人民法院は前項の請求を処理するにあたり、「中華人民共和國民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。</p>
第五十八条	<p>第一百四十七条[証拠保全]</p> <p>侵害行為を差止めるために、証拠が消滅する可能性がある又は今後の入手が困難である場合には、商標権者又は利害関係者は訴えを提起する前に人民法院に証拠の保全を請求することができる。</p> <p>2. 人民法院は請求を受け取った後、48時間以内に裁定を下さなければならない。保</p>

<p>ない。保全措置を採るように裁定したもののについては直ちに執行しなければならない。</p> <p>3. 人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提供しない場合には、その請求を却下する。</p> <p>4. 人民法院が保全措置を採用してから15日以内に請求人が提訴しなかった場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>全措置を採るように裁定したものについては直ちに執行しなければならない。</p> <p>3. 人民法院は請求人に担保の提供を命じることができる。請求人が担保を提供しない場合には、その請求を却下する。</p> <p>4. 人民法院が保全措置を採用してから15日以内に請求人が提訴しなかった場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</p>
<p>第五十九条</p>	<p>第四百四十八条[商標刑事犯罪]</p>
<p>商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。</p> <p>2. 他人の登録商標標識を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標標識を販売するものであって犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>3. 登録商標を詐称した商品と知りながら販売するものであって犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>商標登録者の許諾なしに、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用し、犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追求する。</p> <p>2. 他人の登録商標標識を偽造し、無断で製造し、若しくはその偽造し、無断で製造した登録商標標識を販売するものであって犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p> <p>3. 登録商標を詐称した商品と知りながら販売するものであって犯罪を構成する場合には、被侵害者の損失を賠償する外に、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>追加</p>	<p>第十一章 回避と監察</p>
<p>新規追加</p>	<p>第四百四十九条 [回避制度]</p>
	<p>商標局、商標評審委員会の職員であって、次に掲げる各号の一に該当する者は、回避するものとする。当事者又は利害関係者がその職員の回避を要求することができる。</p> <p>(一) 当事者又は当事者、代理人の近親である</p> <p>(二) 当事者、代理人とその他の関係にあり、公正な審理に影響を与える恐れがある</p> <p>(三) 商標登録出願又はその他の商標関連業務に利害関係がある。</p>
<p>第六十条 商標の登録、管理及び再審業務に従事</p>	<p>第四百五十条 [規律監察規定] 商標の登録、管理及び再審業務に従事する</p>

<p>する国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>2. 商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>	<p>国家公務員は、私情なく公平に法律を執行し、廉潔に自らを律し、職務に忠誠を尽くし、文明的に奉仕しなければならない。</p> <p>2. 商標局、商標評審委員会及び商標登録・管理、再審業務に従事する国家公務員は、商標の代理業務及び商品の生産活動に従事してはならない。</p>
第六十一条	第一百五十一条
<p>工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を担当する国家公務員の、法律及び行政法規の執行に対して、また規律の遵守についての状況を監督、点検しなければならない。</p>	<p>工商行政管理局は、健全な内部監督制度を確立し、商標登録、管理及び再審業務を担当する国家公務員の、法律及び行政法規の執行に対して、また規律の遵守についての状況を監督、点検しなければならない。</p>
第六十二条	第一百五十二条
<p>商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していないものは、法により行政処分を与える。</p>	<p>商標登録、管理及び再審業務に従事する国家公務員は、職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれ不正行為を行い、商標の登録、管理及び再審を違法に処理し、当事者から財物を受け取り、不正な利益をむさぼり、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成していないものは、法により行政処分を与える。</p>
第八章 附 則	第十二章 附 則
条例第十条	第一百五十三条[書類受領期日規定]
	<p>この法律に別途の規定がある場合を除き、当事者が商標局又は商標評審委員会に提出する書類又は資料の提出日について、手交する場合には、手交日を提出日とし、郵送する場合には、差出しの消印日を提出日とし、消印が明らかではなく又は無い場合には、商標局又は商標評審委員会が実際に受取った日を提出日とする。但し、当事者が実際の消印日の証拠を提出する場合にはこの限りでない。</p>
条例第十一条	第一百五十四条 [書類送達期日規定]
	<p>商標局又は商標評審委員会は、各種書類を郵送、手交、又はその他の方式によって当事者に送達することができる。当事者が商標代</p>

	<p>理組織に委託する場合には、書類が代理人に送達したことにより、当事者に送達したものと見なす。</p> <p>2. 商標局又は商標評審委員会が当事者に送達する各種書類の送達日について、郵送した場合には、受取りの消印日を提出日とし、消印が明らかではない、消印が無い又は発送した後に返送されていない場合には、書類を発送した日より15日の満了をもって当事者に送達したものと見なす。手交する場合には、手交日を提出日とする。書類を郵送又は手交することができない場合には、公告をもって当事者に送達することができ、公告を發布する日より30日の満了をもって当事者に送達したものと見なす。</p>
条例第五十四条	第五十五条[役務商標継続使用权]
	<p>1993年7月1日まで継続して使用してきた役務商標については、同一又は類似する役務の分類で既に登録された他人の役務商標と同一又は類似する場合であっても、引き続き使用することを認める。但し、1993年7月1日より使用を三年以上中断したものは継続して使用してはならない。</p>
条例第五十七条	第五十六条
	<p>商標局は「商標登録簿」を置き、登録商標及び関係登録事項を記載する。</p> <p>2. 商標局は「商標公告」を編集発行し、商標登録及びその他の関係事項を掲載する。</p>
条例第五十八条	第五十七条[商標費用]
	<p>商標登録出願又はその他の商標関連手続については、費用を納付しなければならない。費用納付の項目と基準は、国务院の工商行政管理部門と国务院の価格主管部門が共同して制定し、公布する。</p>

<p>条例第五十六条</p>	<p>第百五十八条</p>
	<p>国務院の工商行政管理部門が商標登録用の商品及び役務分類表を制定し、公布する。</p> <p>2. 国務院の工商行政管理部門が商標登録出願及びその他の商標関連業務に係る書式を制定し、公布する。</p> <p>3. (追加) 国務院の工商行政管理部門が商標審査基準を制定し、公布する。</p> <p>4. 国務院の工商行政管理部門商標評審委員会の審判規則を制定し、公布する。</p>
<p>第六十四条、条例第五十九条</p>	<p>第百五十九条</p>
<p>この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定であってこの法律と抵触するものは、同時に失効する。</p> <p>2. この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。</p>	<p>この法律は、1983年3月1日より施行する。1963年4月10日国務院が公布した「商標管理条例」は同時に廃止する。その他の商標管理に関する規定であってこの法律と抵触するものは、同時に失効する。</p> <p>2. この法律の施行前に既に登録された商標は、継続して有効とする。</p>